

ご家族が亡くなられた時の手続きについて

●死亡届の届出はお済みですか？

お亡くなりになったら、まず死亡の届出を行ってください。

要件	届出期間	届出地	届出義務者	添付書類
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	亡くなられた方の本籍地か死亡地、または届出人の住所地か所在地いずれかの市区町村役場に届け出る	同居している親族、その他の同居者、家主、地主、家屋・土地の管理者、同居していない親族	医師が作成した死亡診断書、または死体検案書

※届出の際には印鑑を必ずご持参ください。

※葬儀社などに提出を依頼された場合は、提出されたかどうかを念のためご確認ください。

●死亡届に基づき、津奈木町では次の手続きを同時に行います。

手続	手続内容
1 住民異動届	住民基本台帳（住民票）の消除（亡くなられた方が世帯主で、他に世帯員がいらっしゃる場合は世帯主の変更が必要です。届出時に新しい世帯主の方をお知らせください）
2 埋火葬許可申請	埋火葬許可証の申請、発行処理をします
3 国民健康保険被保険者資格喪失届	資格喪失（死亡）の処理をします
4 国民健康保険内容変更申請	世帯主だった場合に変更をします
5 後期高齢者医療受給資格喪失届	資格喪失（死亡）の処理をします

●次の手続は申請（依頼）に基づき処理いたします。

死亡届出の際に、あわせて申請（依頼）書の提出をお願いします。

手続	手続内容
6 新聞おくやみ欄掲載依頼書	各新聞社へおくやみ欄掲載を依頼します（掲載を希望されない場合は、依頼書の提出は不要です）
7 有線放送依頼書	おくやみの有線放送は、放送依頼書（放送原稿）が必要です（詳しくは政策企画課へお尋ねください）

●死亡届がお済みでも、亡くなられた方が津奈木町にお住まいで、右の表に該当する場合は、

それぞれの窓口で手続きが必要です。

※亡くなられた方によっては、右の表以外の手続も必要な場合があります。

ご不明な点は役場担当課へお問い合わせください。

※土地や家屋の相続手続きは、3年以内に相続登記の申請をする必要がありますので、

熊本地方方法務局八代支局（TEL0965-32-2654）へお問い合わせください。

※役場以外の手続（預金口座や生命保険など）については、それぞれの取扱い店・各金融機関などへお問い合わせください。

死亡届を出された方の手続窓口案内

●亡くなられた方が津奈木町にお住まいで、次の表に該当する方の場合は、別途手続きが必要です。各担当窓口へ手帳及び証書類、印鑑等をご持参のうえお越しください。

※親族以外の方（葬儀社など）が死亡届を出された場合は、親族の方へ後日必要な手続きをされるようご連絡をお願いします。

役場での手続一覧

	亡くなられた方	窓口	手続の内容	手続期限等	問い合わせ先
1	印鑑登録証を持っていた方	1階 住民課 住民班	登録証の返還	手続期限はありません。登録証が無い場合は、返還の必要はありません。	印鑑登録担当 内線111・112
2	国民年金を受給していた方、加入していた方（自営業・学生・サラリーマンの配偶者など）		・受給していた方 未支給請求等の手続 ・加入していた方 一時金支給等の手続	手続期限がありますので、早めに手続ください。未支給請求は亡くなられた日から5年以内で、老齢福祉年金の未支給請求は6ヵ月以内です。死亡一時金は、亡くなられた日から2年以内です。	国民年金担当 内線111・112
3	水俣病対策関連手帳（医療手帳（カガシ）色）、被害者手帳（白色）を持っていた方、水俣病関連の手当を受けていた方		水俣病対策医療手帳、被害者手帳などの返還 その他返還手続	手続期限はありませんが、手帳は早めに返還ください。	環境担当 内線111・112
4	身体障害者手帳を持っていた方、障害者（児）関連手当を受けていた方	1階 ほけん 福祉課 福祉班	身体障害者手帳の返却 その他返還手続	手続期限はありません。障害者手帳及び重度心身障害者医療受給者証を返還ください。	社会福祉、 社会保障担当 内線125・126
5	子供が保育園に入園していた方		保育料に関する手続 保護者・口座等の変更	児童手当・保育料について変更届を出して下さい。児童扶養手当については、死亡後14日以内に手続きをお願いします。	
6	児童手当、児童扶養手当を受けていた方		受給に関する手続 受給者・口座等の変更		
7	非常ベルを自宅に設置していた方		非常ベルの撤去手続き	手続期限はありません。	
8	国民健康保険に加入していた方	1階 ほけん 福祉課 保険班	国民健康保険証の返却 葬祭費の支給申請	手続期限はありません。葬祭費の支給申請には、申請者の口座番号が必要です。	国民健康保険担当 内線121・122
9	後期高齢者医療被保険者証を持っていた方		被保険者証の返却 葬祭費の支給申請	手続期限はありません。葬祭費の支給申請には、申請者の口座番号が必要です。	後期高齢者医療担当 内線122・123
10	介護保険被保険者証を持っていた方		受給者証の返却	手続期限はありません。	介護保険担当 内線122・123
11	土地・家屋を所有（管理）していた方	1階 住民課 税務班	固定資産の名義人の変更 納税義務者の変更など		税務担当 内線115・116
12	排気量125cc以下のバイクを持っていた方		プレート（廃車） または名義人変更		
13	町税を口座振替していた方（通帳の名義人）		口座の変更・廃止手続		
14	町営住宅にお住まいの方	2階 建設課 管理班	住宅料の名義人変更及び振替口座の変更	早めに承継承認申請の手続きが必要です。	公営住宅担当 内線232
15	町簡易水道をご利用の方（公営）	2階 建設課 簡易水道室	水道使用者の名義変更及び振替口座の変更 又は中止手続	手続期限はありませんが、早めに手続ください。	簡易水道担当 内線250
16	森林・農地を所有（管理）していた方	2階 農業委員会	相続登記後に手続きが必要	所有者となってから90日以内に届出をお願いします。	農業委員会事務局 内線244